

議案第1号

令和8年度登別市地域包括支援センター運営方針（案）について

令和8年度登別市地域包括支援センター運営方針（案）

登別市保健福祉部高齢・介護グループ

令和8年 月

令和8年度登別市地域包括支援センター運営方針（案）

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、市内3か所の地域包括支援センター（以下、「センター」という。）に対し、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「第9期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を踏まえ、センター運営に関する登別市（以下、「市」という。）の考えや市との連携に関する方針等を明確にし、センターの効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。

2 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進に向けた課題解決と調整を担う中核機関として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、担当圏域の高齢者を的確に把握し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう「介護保険事業計画」の基本理念である“「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が息づくまちをつくる”の実現を目指す。

3 運営上の基本的考え方

センターは、次に掲げる業務を行う。

センターは、業務を推進するにあたり、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類あるいは特定のサービス提供事業者に偏ることなく、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関という認識のもと、公正で中立性が確保された事業運営を行うとともに、センターの運営費が、市民の介護保険料や国・北海道・市等の公費によって賄われていることを理解し、適切な運営を行う。

また、市等との効率的な連携、迅速な対応が図れるよう工夫し、センターが主催する会議など各種事業に取り組むとともに、職員は日々の健康管理に努め業務継続に向けて各種感染症対応マニュアル等を参照し、感染予防策を講じたうえで次の業務等に従事する。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務
- (5) 認知症地域支援・ケア向上事業
- (6) 地域ケア会議推進事業
- (7) センターの適切な運営に関する業務
- (8) 市との連携に関する業務

4 基本的な活動方針

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、心身の状態や生活の実態等からどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

また、センター職員の専門性を活かし継続的な支援にあたるとともに、様々な関係者とのネットワークの構築に努め、必要に応じて、総合相談等で把握した地域の課題やニーズへの対応を市や関係機関とともに検討する。

活動の視点

- ・相談からサービス調整までのワンストップ対応とその後のフォローアップ
- ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等とネットワークの構築

(2) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員等の支援では問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症等による判断能力の低下等が見られる高齢者等の権利擁護のため、高齢者に関わる関係機関や地域団体、各種事業所、地域住民等に周知啓発を行うとともに、地域のネットワークを強化し、専門的・継続的な視点から高齢者虐待や消費者被害の未然防止・早期発見等、高齢者の権利擁護に必要な支援を行う。

活動の視点

- ・市民や介護事業所等への権利擁護事業の普及啓発
- ・高齢者虐待・消費者被害の未然防止と早期対応、困難事例の対応
- ・成年後見制度の普及と活用
- ・消費生活センターとの連携による消費者被害の防止と支援

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、市内居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）が地域にある介護保険サービス以外の社会資源等も取り入れる等、自立支援に資する適切なケアマネジメントが行えるよう、また、多職種相互の協働等により連携しながら、ケアマネジャーの資質向上に向けた支援を行う。

活動の視点

- ・ケアマネジャーが作成するケアプランへの助言や相談等による後方支援
- ・ケアマネジャーの資質向上に向けた研修会や事例検討会、情報交換会等の開催
- ・ケアマネジャーが地域ケア会議を積極的に活用することで、地域との協力体制の強化を図ることができるように支援

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2と認定された方と事業対象者が、地域において自立した日常生活を維持し、要介護状態となることを予防することで、一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができるよう総合的な視点で支援のあり方を検討し、高齢者の自立に資する介護予防ケアマネジメントを行う。

活動の視点

- ・ 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 市が主催する介護予防・自立支援型ケア会議の積極的な活用

(5) 認知症地域支援・ケア向上事業

後期高齢者が今後さらに増加することで、認知症高齢者等も増えていくと予測されることから、認知症は誰もがなりうるものであることを地域住民が正しく理解できるように周知啓発に努めるとともに、たとえ認知症になっても住み慣れた地域でできる限り暮らしていけるよう地域の見守り機能の強化を図る。

また、認知症予防に資する取組を推進し、センター、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医等との連携を強化し、認知機能低下がある方の早期発見・早期対応や認知症高齢者とその家族に対する支援を行う。

活動の視点

- ・ 認知症サポーター養成講座、特に小中学校や職域における開催の推進
- ・ 市が主催する認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座の企画・運営への協力及び受講者が地域でボランティアとして活躍するための支援
- ・ 認知症地域支援推進員の活動の周知啓発及び認知症ケアパスの活用促進
- ・ はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業の周知啓発及び協力機関との連携、ネットワークの推進
- ・ 徘徊模擬訓練の実施及び参加の促進
- ・ 認知症疾患医療センターと連携した軽度認知障害 (MCI) と診断された方に対する認知機能の維持、改善への支援
- ・ 認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等との積極的な連携
- ・ 認知症カフェ等、活動拠点の拡充
- ・ チームオレンジの活動支援

(6) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進める地域包括ケアシステム実現への手法であり、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりに着実に結び付けていくことで、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進につながることから、センターは市と連携し、役割分担

しながら高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域ケア会議を積極的に活用する。

活動の視点

- ・ 個別ケア会議等の積極的な開催と会議で把握された地域課題の整理
- ・ 市の地域支え合い推進員と連携して、地域課題の解決に取り組む

(7) センターの適切な運営に関する業務

①センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として次の職員を配置する。

- ア 保健師又はこれに準ずる者
- イ 社会福祉士又はこれに準ずる者
- ウ 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者
- エ 認知症地域支援推進員

なお、職員の変更がある場合は、速やかに市に報告することとする。

②センターは、市からの指示に従い、全国一律の評価基準に基づいた機能評価を実施し、センター機能の強化、充実を図るものとする。なお評価結果については地域包括支援センター運営協議会において協議を行う。

(8) 市との連携に関する業務

①センターと市の情報共有や相互の活動状況等を把握するため、定期的にセンター長会議（代表者会議）を開催する。

②各センターに配置される専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員）の情報共有や協働活動、資質の向上等を目的に各専門職種による専門部会を開催する。

③センターは、感染症や自然災害が発生した場合であっても、業務を継続的に提供できるよう発生に備え市や関係機関との連絡体制を整備し、情報共有に努める。

④有事の際には、業務継続計画に沿って業務を行うとともに、可能な限り市の災害対応に協力するものとする。

⑤センターは、市が実施する地域支援事業の企画や運営にあたり、次の事業に協力するものとする。

ア 一般介護予防事業

活動の視点

- ・ 介護予防の普及啓発
- ・ 介護予防に資する住民主体の通いの場等の把握と情報共有
- ・ 市が行う高齢者保健事業・介護予防一体的実施の取組への協力
- ・ 市が行う地域リハビリテーション活動支援事業への協力
- ・ 介護予防把握事業の実施

イ 生活支援体制整備事業

活動の視点

- ・「支え合いの地域づくり」に向けた地域のニーズの把握
- ・市の地域支え合い推進員が招集する協議体への参加、協力
- ・地域ケア会議等で把握した地域課題・社会資源等の情報共有・連携

ウ 在宅医療・介護連携推進事業

活動の視点

- ・在宅医療・介護連携推進会議に参画し、医療と介護の連携体制の構築について必要な情報の収集、整理及び活用、課題とその解決策等の検討
- ・地域の医療と介護の連携に関する相談窓口機能
- ・市が行う地域住民への普及啓発事業や医療・介護関係者の研修等への運営協力

5 業務の実施に係る留意事項

(1) センターの事業計画と事業報告について

センターは、国が定める「地域支援事業実施要綱」及び本運営方針に基づき、市が別に指定する日までに当該年度の事業計画書及び事業報告書を作成し、提出すること。(別記様式1)

なお、事業計画書及び事業報告書については、簡潔明瞭にまとめるとともに、次の項目に関する実績については、指定する様式に記載し、事業報告書に添付して提出すること。

①関係機関との会議や出前講座・研修会等の状況。(別記様式2)

②ケアプランの作成件数と委託先。(別記様式3)

※別記様式2については、月報の提出にて代えることができる。

※ケアプランの作成を再委託する場合は、委託先に偏りが生じないように努めること。

(2) その他

その他、市が示す「登別市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」により、事業を実施すること。

また、センターは、市の求めに応じて、地域包括支援センター運営協議会等に報告するための資料を提出すること。

年度 登別市地域包括支援センター 事業計画（事業報告）

項目	事業計画		事業報告	
	目標（運営方針の「活動の視点」を踏まえて）	目標達成に向けた具体的な取組み（基本的には箇条書き）	実績（実施内容と数量的な結果も含めて）	課題・今後の方向性
1 総合相談支援業務				
2 権利擁護業務				
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務				
4 介護予防ケアマネジメント支援業務				
5 認知症地域支援・ケア向上事業				
6 地域ケア会議推進事業				
7 センターの適切な運営に関する業務				
8 市との連携に関する業務				

別記様式3

年度 ケアプラン作成状況

職員名	資格	常勤・非常勤の別	予防プランの作成件数
予防プランの合計作成件数			件

(委託先名)			委託予防プランの作成件数
合計			件

議案第2号

登別市地域包括支援センターの指定介護予防支援及び
介護予防ケアマネジメントの一部委託について

登別市地域包括支援センターの指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託事業所一覧

	委託先事業所情報			一部委託の有無		
	法人名等	事業所名	事業所所在地	「けいあい」	ゆのか	あおい（愛桜）
1	社会福祉法人彩映会	居宅介護支援事業所アンデルセンの丘	登別市富岸町1丁目7番地8	○	○	○
2	特定非営利活動法人いぶりたすけ愛	特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス（ケアプラン）	登別市桜木町3丁目2番地10	○	○	○
3	SOMPOケア株式会社	SOMPOケア登別居宅介護支援	登別市富岸町2丁目11番地12	○	○	○
4	医療法人社団楽生会	医療法人社団楽生会皆川病院居宅介護支援事業所	登別市中央町3丁目19番地5	○	○	○
5	社会福祉法人登別千寿会	緑風園居宅介護支援事業所	登別市千歳町2丁目11番地10	○	○	○
6	独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院	登別病院附属居宅介護支援センター	登別市片倉町6丁目9番地1	○		○
7	医療法人社団医修会 大川原脳神経外科病院	指定居宅介護支援事業者ことぶき	室蘭市寿町1丁目5番26号	○		
8	社会福祉法人彩世会	コスモス苑指定居宅介護支援事業所	札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号	○		
9	医療法人東札幌病院	指定居宅介護支援事業所ディ・グリュネン	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12番28号	○		
10	HITOWAケアサービス株式会社	イリーゼ厚別居宅介護支援事業所	札幌市厚別区厚別東5条7丁目1番7号	○		
11	社会福祉法人ノマド福祉会	指定居宅介護支援事業所はる清田	札幌市清田区真栄1条1丁目1番15号			○
12	社会福祉法人美松善隣会	白石ハイソケアプランセンター	札幌市白石区本通16丁目北4番30号	○		○
13	社会福祉法人幸清会	ふる里の丘居宅介護支援事業所	虻田郡洞爺湖町清水21番地98	○	○	
14	SOMPOケア株式会社	SOMPOケア室蘭入江	室蘭市入江町1-11	○		
15	有限会社 ファニティ	居宅介護支援事業所ともあれ	伊達市長和町382番地17	○		
16	株式会社元気な介護	居宅介護支援事業所くらしさ千歳	千歳市本町5丁目1502-3	○		
17	医療法人登別すずらん病院	居宅介護支援事業所すずらん	登別市青葉町34番地9	○	○	○
18	有限会社ケア・コラボレートK・H	居宅介護支援事業所 土筆	滝川市東町4丁目2番11号			○
19	合同会社 結	ケアプランセンター結	苫小牧市光洋町2丁目2番1号		○	
20	医療法人社団玄洋会	道央佐藤病院居宅介護支援事業所白老	白老郡白老町東町2丁目4番12号	○		
21	有限会社ライフサービス	居宅介護支援事業所しらかば	室蘭市大沢町2丁目26番6号	○		

※令和7年度の新たな委託先は21の1事業所